

市民相談・法律相談の
「J」案内

～平成27年度日程表～

月	第2水曜日 市民相談 法律相談	第4水曜日 市民相談
5月	13日	27日
6月	10日	24日
7月	8日	22日
8月	12日	26日
9月	9日	24日
10月	14日	28日
11月	11日	25日
12月	9日	24日
1月	13日	27日
2月	10日	24日
3月	9日	23日

※9/24、12/24は第4木曜日です

市では、市民の皆様の様々な悩みの解決や、行政に対する苦情解決の促進の一助として、市民相談・法律相談を実施しています。

相談は、無料で秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

相談は原則として予約制です。予約状況はお問い合わせください。

なお、電話による相談は実

施しておりません。

内容 一般相談、行政の仕事に対する要望や苦情相談
相談員 市民相談員

◎法律相談

毎月第2水曜日
10時～15時

内容 相続、土地・建物の貸借、賠償、訴訟手続き、その他日常の法律問題
相談員 市顧問弁護士
会場 市役所2階会議室
予約・問合せ先 (窓口②) ☎ 2215

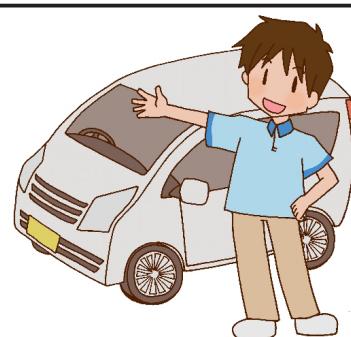
毎月第2・第4水曜日
10時～15時

◎市民相談

平成27年度
軽自動車税等の減免申請について

減免申請について

※4月1日現在、自動車税検査証の所有者欄が原則として本人名義であることが必要です。
②申請者一人について1台だけ減免できます。



①登録上の所有者が減免を受ける本人の名義になつていること。
※なお、障害者である本人が所有している自動車を本人が運転する場合にしか認められないでの注意してください。(障害の度合いに応じては生計を一にする人も可となります)

※詳細については、各問合せ先までご相談ください。

◎平成27年度軽自動車税の減免申請の期限は
5月29日（金）です
納期前日までに減免申請書の提出がない場合、受けられないことがありますのでご注意ください。

申請に必要な書類
・身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神障害者保健福祉手帳
・印鑑
・車検証
・運転する人の運転免許証
・委任状（同居の親族以外）

※当初、平成26年度税制改正により平成27年度課税から税率の引上げを実施する予定でしたが、平成27年度税制改正により実施期間が1年間延期されました。

問合せ先
(窓口⑨) ☎ 2215

自動車税、自動車取得税（車を新規で登録しようとする場合）
沼津自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2051
課税第二班 ☎ 2018
下田財務事務所課税課
課税第二班 ☎ 2218
税務課市民税係（窓口⑨）

軽自動車税
（年の途中で減免に該当した場合）
沼津自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2051
課税第二班 ☎ 2018
税務課市民税係（窓口⑨）